

令和元年度第1回 羽島市高齢者等施策検討委員会 会議録（要旨）

日 時	令和元年7月19日（金）13：30～15：10
場 所	市役所本庁舎4階 委員会室
出席者	<p>委員：浅野満委員、田中吉政委員、後藤真澄委員、服部敏雄委員、河合悟委員、林良三委員、鈴木登司雄委員、山田郁子委員、杉田昌利委員、河合省三委員、上田祐之委員、坂井田嘉代委員、南谷金伯委員、野々村千恵子委員、浅野洋子委員、小島美登子委員（欠席：松下光子委員、渡辺敏隆委員）</p> <p>事務局：松井羽島市長、石黒健幸福祉部長、堀高齢福祉課長、八島介護業務係長、足立高齢福祉係長、松下介護施設係長、番主任</p>
内 容	<p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 新任委員の紹介 新任の委員である服部委員、鈴木委員、河合（省）委員、南谷委員を事務局より紹介。</p> <p>4 議題 （1）第7期高齢者計画の平成30年度実績報告について 事務局より資料1-1、1-2に基づき、平成30年度の実績について説明。</p> <p><b>質疑・応答</b></p> <p>委 員：要介護認定の申請をしたが非該当となった被保険者に対する救済措置はあるのか。チェックリストはそのための制度だと認識しているが、どのように申請の案内を行っているのか。</p> <p>事 務 局：要介護認定とチェックリストでは受けられる介護サービスが異なるので、申請者にその旨を説明し申請を選択してもらっている。</p> <p>委 員：要介護認定が非該当になった被保険者のためにチェックリストがあると考え。どちらの申請を行うのか行政が選択し決めているのか。</p> <p>事 務 局：申請者の選択であり、市は要介護認定の申請手続を行っていく中で、制度として説明している。要介護認定が非該当になった被保険者に対してもチェックリストを運用してい</p>

	<p>く。</p> <p>委員：地域ケア会議には、どのような専門職が出席しているのか。また、その費用はどのように支払われているのか。</p> <p>事務局：困難ケース型の地域ケア会議に出席したのは、民生委員、福祉課及び高齢福祉課の職員等であり、費用は発生していない。また、自立支援型の地域ケア会議に出席したのは、市民病院の理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、市役所の保健センターの管理栄養士、歯科衛生士等であり、全員市の職員であるため費用は発生していない。</p> <p>委員：全国的には、様々な専門職が定期的に会議を開催しており、相応の費用が支払われている保険者もあるが、羽島市では地域ケア会議に関する予算を確保する予定はあるか。</p> <p>事務局：財務部局と調整をしつつ考えていきたい。</p> <p>委員：インセンティブ交付金のために開催しているのであれば、それは誤りであるため、今後の対応を考えてもらいたい。</p> <p>委員：事業報告については、実施した事業を並べるだけでなく、それに対する分析等も報告してはどうか。また、資料にある総人口の計画値について、平成28年度から平成30年度にかけていったん減少し、その後増加しているが、何を基に計算しているのか。</p> <p>事務局：分析結果等については、今後お示しするよう努める。また、総人口の計画値については、平成29年度と平成30年度は計画期間が異なっており、根拠としている国勢調査のデータも異なるため、このような動きになる。</p> <p>委員：第6期中の国勢調査において、人口の減少率が予想を下回ったため、第7期で見直したということでしょうか。</p> <p>事務局：はい。</p> <p>(2) 第7期高齢者計画の令和元年度事業計画について 事務局より資料2に基づき、令和元年度事業計画について説明。</p> <p><b>質疑・応答</b></p> <p>委員：介護予防事業について、国は、外部への委託によって地域に密着した事業の推進を図っているが、羽島市では外部への委託は考えているのか。市民が介護予防事業について把握できておらず、また、事業が徐々に縮小しているように感じるが、医療費、介護費の削減を図るのであれば、軽度</p>
--	--

	<p>者向けの事業について一歩進んだ考え方をもってほしい。</p> <p>事務局：介護予防の体操教室については地域のスポーツクラブに委託しているが、外部の積極的な活用については現在は考えていない。市民へのPRが足りないというのもそこに関係するのではないか。</p> <p>委員：羽島市のサービスや活動の規模が同規模の保険者と比較してどれくらいの位置にあるのか。認知症初期集中支援チームが対応した人数は1、2名とのことだが、他の同規模の保険者の実情と比較できると意見を出しやすい。</p> <p>委員：キャラバンメイトの具体的な数字等の情報を載せてほしい。また、通いの場について、今年1団体増えるとのことだが、どのような計画を立てているのか教えてほしい。</p> <p>委員：介護予防ボランティア養成講座を毎年開催しており、今年も2回目を予定している。基本的には地域住民で地区ごとに通いの場をつくってもらうことになっており、その中で市の補助を受けているのが7団体あり、他にも補助を受けていない団体がある。</p> <p>委員：地域によって通いの場の数に差があるように感じる。</p> <p>委員：中心となる人物がいないと通いの場づくりは難しい。</p> <p>委員：通いの場は毎日開催されるのか。</p> <p>委員：週1回から月2回開催される。</p> <p>委員：平成30年度に実施したケアプランの点検について、判明した問題点をケアマネ協会に対して指摘や説明を行ったのか。また、今年度を実施するケアプラン点検で判明した問題点を次回の施策検討委員会で発表してはどうか。</p> <p>委員：個別スーパービジョンを実施した事業所内部では情報共有できたが、市から他の事業所の結果に関する連絡はなかった。他の事業所の良いところや問題点を教えていただければ、自分たちの事業所にはないことを知ることができるので教えてもらえるとありがたい。</p> <p>事務局：良い事例あるいは問題点の紹介等を行っていく。</p> <p>委員：事業計画には地域包括支援センターの増設に関する記載がないが、現在の進捗状況はどのようになっているのか。</p> <p>事務局：事務局としては、北部、中央、南部の3箇所を設置することを考えている。また、時期については、第8期計画初年度の令和3年7月以降の設置が現実的であると考えてい</p>
--	---

	<p>る。事業者の選定方法については公募を考えており、今年度には募集要項をまとめて選定の手続に入ることを予定している。</p> <p>委員：高齢者人口がピークを迎える2025年までに整備する必要があるが、それを考えると厳しいのではないか。</p> <p>事務局：令和3年7月というのは、新庁舎の利用開始に合わせることを念頭に考えている。次回の施策検討委員会で公募の案等について諮りたい。</p> <p>委員：公募というのはいつ決まったのか。</p> <p>事務局：あくまで事務局案である。</p> <p>委員：地域包括支援センターの増設案については地域包括の専門部会に諮った後に施策検討委員会に諮るということでよいか。</p> <p>事務局：はい。</p> <p>委員：訪問型サービスAについて、養成研修を行うとあるが、サービスの開始に向けて具体的な案があるのか。</p> <p>事務局：既存の訪問介護事業所に働きかけを行うことを考えており、指定を受けていただける事業所があれば研修を開催する。</p> <p>委員：平成29年度にサービスを創設してから、指定を受ける事業所が1箇所もないのは、指定を受けにくい理由があるためであり、現在の基準のままではおそらく事業所の指定はできないと思われる。制度はあるのに実際のサービス提供がないというのは好ましくないので、基準を見直した方が良いのではないかと考える。</p> <p>委員：他市の状況等がわかる資料があると良い。</p> <p>(3) 羽島市高齢者等実態調査（案）について 事務局より資料3に基づき、羽島市高齢者等実態調査（案）について説明。</p> <p><b>質疑・応答</b></p> <p>委員：調査方法について、資料には認定調査員による聞き取りとあるが、本来の調査に加えてアンケートの聞き取りを行うとかなり時間がかかる。現実的に可能なのか。</p> <p>事務局：認定調査員による聞き取りというのは国の指針であり、アンケート項目には認定調査項目と似たようなものもあるので、併せて実施することは可能であるということだと考え</p>
--	--

	<p>る。認定調査はケアマネジャーへ委託しているものと市で行うものがあるので、ケアマネジャーの負担を考えながら調整する。</p>
委員	<p>：同時に行うという指針を国が示しているのか。</p>
事務局	<p>：在宅介護実態調査については示している。郵送調査は介護の負担が重たくなく調査へ協力する余力が大きい世帯に偏りがちになることが考えられるので、認定調査員による聞き取り調査を行うという趣旨である。</p>
委員	<p>：調査票には、病名を選択する項目をはじめとして、選択するのが困難なものがある。</p>
委員	<p>：調査期間において更新等の申請を行った者のみが対象なのか。それとも全数調査なのか。申請者のみだと少ないのではないのか。</p>
事務局	<p>：認定調査員による聞き取り調査を行うのは、調査期間中に申請を行った者のみであり、新規申請は市で調査し、更新申請はケアマネジャーへ委託することも考えられる。</p>
委員	<p>：ケアマネジャーへの報酬等はあるのか。</p>
事務局	<p>：仮に、ケアマネジャーへ聞き取り調査を委託することになった場合は、認定調査委託料に上乘せすることが考えられる。調査対象者数について、現在想定しているのは2, 200人であり、2, 000人程は郵送、200人程は聞き取り調査を行う予定である。</p>
委員	<p>：2, 200人というのは全数調査なのか。統計学的にこれほど必要なのか。</p>
委員	<p>：何を根拠に2, 200人としたのか。</p>
事務局	<p>：要介護認定者のうち施設入所者を除いた数字である。調査方法は抽出調査を予定している。</p>
委員	<p>：このスケジュールで間に合うのか。</p>
事務局	<p>：前回調査よりも1ヶ月ほど早く動いているので、このスケジュールで間に合うと考えている。</p>
委員	<p>：アンケートには経済的なことに関する項目がないので、回答しやすい問いを設けた方が良いと考える。</p>
委員	<p>：「できる」「できない」では答えられないこともあるが、中間の選択肢が少ない。また、次にどの間に進むのかわかりづらい。</p>

(4) その他

事務局より、老人福祉センターの今後の指定管理、タウンミーティングの開催、エンディングノートの作成について説明。

質疑・応答

委員：指定管理の期間は5年が多いと思うが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間の後はどのようなのか。

事務局：今回2年間としたのは、健幸福祉部が所管する他の施設の指定管理期間の終期と合わせたためであり、今後については他の公共施設の見直しを行いながら、指定管理期間を決定する。

委員：エンディングノートは高齢者全員に配布するのか。

事務局：希望者のみである。

委員：周知方法は回覧板だけなのか。

事務局：市公式ホームページにも掲載している。

委員：前回の在宅医療介護連携推進協議会の研修の場で、市民講座を開催し、出席者には配布した。

事務局：エンディングノートの書き方についての講座を開催する予定であるので、そのときにまた配布する。

5 部長あいさつ

6 閉会